

生活福祉資金(総合支援資金)貸付内容承諾書

- 1 生活福祉資金貸付制度の借入申込みについて、必要書類を添えて申請します。
- 2 私及び私の世帯の者は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する**暴力団員**ではありません。また、今後も**暴力団員**にはなりません。
- 3 私は、借入申込時、自己破産手続き中ではありません。
- 4 貸付金を償還期限までに支払わなかった場合、延滞している元金に対し年3パーセントの延滞利子も支払うことを承諾します。
- 5 貸付の申込に際して、本書以外の書類提出を求められた場合には、速やかに提出します。
- 6 借入申込を宮城県社会福祉協議会で受理した後、審査決定までの期間については、申込内容の状況により一律ではないことを了承します。
- 7 本貸付において、私以外の世帯構成員が私と同一世帯かつ同一生計である場合、世帯として1回のみの貸付となることを承諾します。
- 8 資金の貸付が決定した場合、借入期間中に次の事項が生じたときは、遅滞なく宮城県社会福祉協議会へ届け出るものとします。
 - (1)世帯状況に著しい変更があったとき
 - (2)住所を変更したとき
 - (3)改名・改姓したとき
 - (4)事業をやめたとき
 - (5)天災・火災その他重大な災害を受けたとき
 - (6)死亡または所在不明となったとき
- 9 資金の貸付が決定した場合、貸付金を自立更生のために役立て、社会福祉協議会による継続的な相談支援と民生委員の世帯援助を受け、早期の自立に努めるものとします。
- 10 資金を借り受けた後、次の各号に該当する場合は、貸付金のすべて又は一部について、一時償還を請求し、または貸付金の送金を停止・中止することがあることを了承します。
 - (1)他の借入金返済への充当等貸付金の用途をみだりに変更したり、他に流用したとき
 - (2)住所、氏名、世帯状況等申請内容について、虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
 - (3)貸付決定となった際の条件が履行されないとき
 - (4)故意に償還金の支払いを怠ったとき
 - (5)貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - (6)その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき
- 11 貸付後、私が自己破産の手続きに着手した場合には、貴会の請求によって期限の利益を喪失し、貴会から一括請求が行われることを承諾します。
- 12 資金の貸付を受けた後の償還は、私から届出した金融機関口座より毎月26日引落としとなり、引落としのための手数料も私の負担として別途発生することを了承します。 ※26日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に引落します。
- 13 宮城県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき、事実確認等必要があると判断した場合には、全国社会福祉協議会、他の都道府県並びに市区町村社会福祉協議会、及び自治体等の関係機関へ照会し、私及び私の世帯の個人情報の提供を受けることを承諾します。
- 14 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することを承諾します。
- 15 本貸付制度は、世帯に対する貸付であることを理解し、本借入に関し、貴会の必要と認める範囲において、私及び私の世帯員に対する情報等の要求に対しては、誠実に対応いたします。
- 16 貸付申込に関する決定内容については、貸付金額の減額・貸付期間の短縮・償還期間の変更・不承認等いかなる場合でも異議・不服・照会は行いません。

宮城県社会福祉協議会長 殿

令和 年 月 日

生活福祉資金の借入申込みを行うに当たり、私は上記内容の説明を受け、内容に納得・同意したので署名します。

借入申込者

(自署)

※本書は、市区町村社会福祉協議会でコピーのうえ、必ず借入申込者へお渡してください。